

報告第 6 号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 24 日提出

加東市長 岩 根 正

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第 3 号	令和 4 年 5 月 30 日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第 3 号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 30 日

加東市長 岩 根 正

1 損害賠償の相手方

2 和解事項 市は、相手方の車両の修理費用の 10 割を支払う。

3 損害賠償の額 206,775 円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和 4 年 4 月 27 日 午前 11 時 30 分頃

(2) 事故発生場所 加東市下滝野 751 番地 加東市さんあいセンター駐車場内

(3) 事故の内容 市職員が公務中、加東市さんあいセンター駐車場に車両を駐車し、運転席のドアを開けたところ、強風にあおられ、勢いよくドアが開いてしまい、隣に駐車していた相手方の車両の助手席側ドアに接触させ、破損させた。